**平成２６年（フ）第２４２号**
愛知県碧南市志貴崎町３丁目50番地
破産者　中野沙桐子（旧姓竹内）
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第２６７号**
愛知県豊田市土橋町４丁目50番地１　サンシャイン八城401号
破産者　間瀬　久子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２６年（フ）第１７６号**
愛知県豊橋市高師町字北原１番地97　Ｄ－201
破産者　花井　昌弥
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２６年（フ）第２９８号**
大津市柳が崎９番１－1209号　ブリリア琵琶湖大津京
破産者　中島　聖子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３０７号**
滋賀県栗東市綣４丁目11番４－102号
破産者　藤巻　太郎
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３０９号**
大津市野郷原１丁目14番１号
破産者　針田　嘉英
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第５６６号**
京都市南区吉祥院大河原町33番地　パデシオン西京極403号
破産者　十倉　友里
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９８３号**
京都市山科区北花山市田町66番地７、前住所京都市山科区御陵荒巻町９番地４紫雲荘101
破産者　藤本　健治
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第３１８号**
兵庫県西宮市城山５番12－105号
破産者　加納紀美子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２６年（フ）第４４８号**
兵庫県西宮市上甲子園２丁目９番18－309号、前住所兵庫県西宮市甲子園口６丁目17番16－504号
破産者　宮本太こと　李　　太均
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１１１８号**
広島市安佐南区古市４丁目４番17－203号
破産者　原　　一男
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２６年（フ）第６４号**
千葉県八千代市ゆりのき台３丁目７番地１１棟501号、開始決定時の住所愛媛県松山市正円寺２丁目３番17号　メゾンド濱田Ｃ号
破産者　尾上　豊明
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１１１号**
愛媛県松山市南梅本町乙115番地
破産者　伊東　孝倫
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２７７号**
愛媛県松山市松ノ木２丁目685番地２、開始決定時の住所愛媛県松山市保免中２丁目８番９号
破産者　武田　重信
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第２９５号**
大分市大字羽屋226番地の１　グリーンビル羽屋201
破産者　平山　正夫
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２６年（フ）第１２２号**
宮崎県児湯郡川南町大字川南13770番地３田ノ上住建７号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南13771番地１　田ノ上住建９号
破産者　石田　初**德**
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１２３号**
宮崎県児湯郡川南町大字川南13770番地３田ノ上住建７号、開始決定時の住所宮崎県児湯郡川南町大字川南13771番地１　田ノ上住建９号
破産者　石田シゲ子
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１６４号**
宮崎市大字恒久1182番地１
破産者　大藤　雪路
1　決定年月日　平成27年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係